

京都市告示第332号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年9月1日

京都市長 松 井 孝 治

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宝が池通	左京区松ヶ崎榎実ヶ芝15番地の5地先から	旧	メートル 165.50	メートル 22.09 ～ 32.63
	同区岩倉畑枝町1067番地の19地先まで	新	165.50	13.95 ～ 23.60

(建設局土木管理部道路明示課)